[redacted]

[redacted]

[redacted]から本日の対応について報告がありました。

Ｈ１５，２，２６（水）　　違反の標識設置

[redacted]の水防車（赤灯、サイレン、防災行政無線機付き）、[redacted]

用意するもの
身分証明書携行、携帯電話、防災行政無線、法令要覧、デジタルカメラ、フィルム式カメラ、ＩＣレコーダー

午後２時３０分出発
途中、熱海警察署へ立寄り、これから標識設置に向かう旨を伝える

[redacted]

ただいまから、都市計画法第８１条第３項の規定により、都市計画法第２９条第１項違反により工事停止を命令した旨の標識を、同条第４項の規定に基づき、違反のあった敷地内に設置します。
　それでは、作業を始めてください。

[redacted]
作業状況を撮影

[redacted]は、車中にて待機
妨害等がある場合、携帯電話にて１１０番通報及び防災行政無線で事務所へ連絡